様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和７年　５月　９日

鳥取市長　様

提出者

住 所　　鳥取市末広温泉長 458 番地

氏 名　　鳥取生協病院

院長　皆木眞一

電話番号　0857-24-7251

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の２第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	鳥取生協病院
事業場の所在 地	鳥取市末広温泉町 458 番地
計画期　間	令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種 類	医療業
②事業の規 模	病床数： 260 床
③従業員 数	471 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 ・院内分別　⇒　廃棄物処理業者へ委託 燃えやすい廃油 ・廃棄物処理業者へ委託

（日本工業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（ 管理体制図 ）

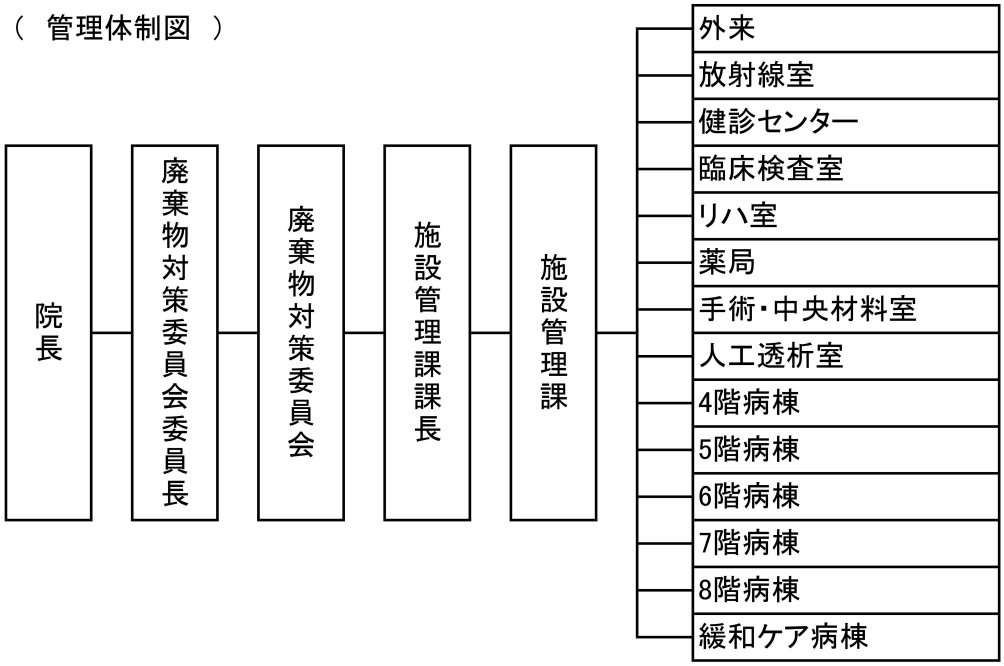

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1　現状	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
	排出　量	77.7　t	0.19　t
	（これまでに実施した取組） 新型コロナウイルス患者対応が減少した事により前年に比べ排出量も減少したがコロナ禍以前の排出量から比べると増加傾向。 感染対策室と連携し、感染性廃棄物の分別を強化している。 （前年度からの減少量： 40.5　t　　減少率：▲ 23 ％）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
	排出　量	69.9　t	0.18　t
	（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物の分別を徹底し廃棄物の減量に努める。 （削減量　約7.8トン／年　　削減率　約 10 ％）		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物の産業廃棄物等への分別収集を行っている。

	②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物の分別を徹底し廃棄物の減量に努める。

（第３面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	1　現状	【前年度（令和６年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
		（これまでに実施した取組） なし	
	②計画	【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
		（今後実施する予定の取組） なし	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	1　現状	【前年度（令和６年度）実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ
		（これまでに実施した取組） なし	
	②計画	【目標】	

		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
		（今後実施する予定の取組） なし		

（第４面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
	1　現状	【前年度（令和６年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
		（これまでに実施した取組） なし		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
		（今後実施する予定の取組） なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	1　現状	【前年度（令和６年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性	燃えやすい廃油
		全処理委託量	77.7 t	0.19 t

			優良認定処理業者への処理委託 量	77.7 t	0.19 t
			再生利用業者への処理委託 量	0 t	0 t
			認定熱回収業者への処理委託 量	0 t	0 t
			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
		（これまでに実施した取組） なし			

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性</td><td>燃えやすい廃油</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td>全処理委託 量</td><td>69.9 t</td><td>0.18 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託 量</td><td>69.9 t</td><td>0.18 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託 量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託 量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託 量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

廃棄物の処理は優良認定処理業者へ委託する。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和６年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物
排出　　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>77.9 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月 30 日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の 14 第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の 31 の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。